

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

○亀岡市保育の利用に関する規則の一部改正 (保育課) 2

### —— 告 示 ——

○公示送達 (税務課) 5

○公示送達 (保険医療課) 5

○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 5

○公示送達 (保険医療課) 6

○公示送達 (税務課) 8

○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 9

○公示送達 (税務課) 10

○公示送達 (税務課) 12

○公示送達 (高齢福祉課) 12

○既存集落まちづくり区域の変更 (都市計画課) 13

### —— 公 告 ——

○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 14

○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 18

○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 22

○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 25

○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (保育課) 25

○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 26

○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 29

○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 29

○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 30

○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 30

○本市職員採用試験の結果 (人事課) 30

○亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 32

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 規 則 ——

○かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則の一部改正 47

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

○亀岡市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出による決定 49

#### 農業委員会欄

### —— 公 告 ——

○令和5年11月定例総会の開催 52

○令和5年12月定例総会の開催 52

**上下水道部欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 53
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃止の告示 53
- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 54
- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 54
- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 55
- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 55
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃止の告示 55
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定満了の告示 56
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定満了の告示 56
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 57
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 57
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 57

規 則

亀岡市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

亀岡市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市保育の利用に関する規則（平成26年亀岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保育の利用に係る優先順位の判断）

第3条 前条第2項に係る決定（以下「入所決定」という。）は、別表第1に定める保護者の状況に応じた世帯の基本指数（父及び母の基本指数を合算したものをいう。）及び別表第2に定める調整指数を合算した値（以下「選考指数」という。）が高い者から順に行うものとする。

2 選考指数が同じものが2人以上あるときは、別表第3に定める指数が同点の場合の優先順位に基づき、優先順位が上の者から順に入所決定を行うものとする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第3条関係)

【基本指教表】

区分	基本項目	基本指教
1	1月の就労時間が150時間以上である就労が常態である場合	10
2	1月の就労時間が120時間以上150時間未満である就労が常態である場合	9
3	1月の就労時間が80時間以上120時間未満である就労が常態である場合 (自営業で事業の内容を証する書類の提出がない場合は指教から-3)	8
4	1月の就労時間が64時間以上80時間未満である就労が常態である場合	7
5	1月の就労時間が48時間以上64時間未満である就労が常態である場合	6
6	1年のうち240日以上 以上の就労が常態である場合	10
7	1日の就労時間が4時間以上8時間未満である就労が常態である場合	8
8	1日の就労時間が8時間以上である就労が常態である場合	8
9	1日の就労時間が4時間以上8時間未満である就労が常態である場合	6
10	1月の就労時間が96時間以上である就労が常態である場合	6
11	1月の就労時間が48時間以上96時間未満である就労が常態である場合	4
12	妊娠又は出産 妊娠中であるか又は出産後期間がない場合	8
13	30日以上入院を必要とする場合 (妊娠又は出産のための入院を除く。)	10
14	疾病	9
15	30日以上療養が必要で、常時寝たきりの状態にある場合	6
16	週1回以上の定期的な通院が必要で、児童の保育に当たることができない場合	9
17	身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が1級、療育手帳に記載されている障害の程度が3級若しくは4級若しくは5級である者を看護又は介護している場合	6
18	身体障害者手帳に記載されている障害の程度が3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が2級若しくは3級、療育手帳に記載されている障害の程度が2級若しくは3級である者を看護又は介護している場合	7
19	同居	8
20	同居	6
21	同居していた親族が入院した場において、その者の入院の内容及、等のため保育に当たることができない場合	5
22	災害対応	10
23	求職活動	4
24	学生	1
25	備考	一般就労に準ずる

別表第2 (第3条関係)

【調整指教表】

調整区分	調整項目	調整指数
1	ひとり親世帯である場合	+22
2	生活保護法(昭和25年法律第14号)による被保護世帯である場合	+5
3	16歳以上65歳未満であり、かつ、就労又は就学をしていない児童の親族が同居している場合	-3
4	児童(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている小学生以下の兄弟姉妹がいる場合(別表第1の区分18~区分21を適用する世帯であって、当該兄弟姉妹が児童又は児童の対象者である場合を除く。))	+1
5	父又は母のいずれかが専任職をしている場合	+1
6	生計中心者が、公共職業安定所を通じて求職活動をしている場合	+2
	就労が内定している場合	-1
	市内で保育士等として雇用されており、1月120時間以上の就労時間(勤務予定の場合を含む。)である場合	+6
7	市内で保育士等として雇用されており、1月48時間以上120時間未満の就労時間(勤務予定の場合を含む。)である場合	+3
	形外で保育士等として雇用されており、1月48時間以上の就労時間(勤務予定の場合を含む。)である場合	+1
	市内で特定教育・保育施設で保育士等以外として雇用されている場合	+1
8	入所希望日の異なる日又はその翌月において、育児休業等が終了し、職場に復帰する場合	+2
9	一時貸り事業、認可外保育施設での保育等を利用し、既に就労している場合	+2
10	疾病又は障害がある場合(別表第1の区分13~区分17を適用する場合を除く。)	+2
11	前年度の4月に入所の申込みを行い、入所保留となっている場合(保護者が育児休業の延長を希望する兄弟姉妹が在籍中の場合を除く。)	+1
12	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に該当する兄弟姉妹が在籍中の場合	+4
13	児童の状況	+2
14	入所希望日が同一である兄弟姉妹の入所が既に決まっている場合	+2
15	過去に保護者の育児休業等の理由により退園した兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹と同時に入所を希望する場合	+2
16	兄弟姉妹が同一の申込みをした場合(別表第1の区分18~区分21を適用する世帯であって、当該兄弟姉妹が在籍中の場合を除く。)	-3
17	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている場合	+1
	企業主導型保育施設又は地産型保育施設を利用している場合	+3
18	企業主導型保育施設又は地産型保育施設を利用しており、空園と同時に入所を希望する場合	+4
19	入所希望日の前日をもって市外の認可保育所等へ退所し、かつ、入所希望日をもって市内の認可保育所等に転園しようとする場合	+1
20	別の保育所等に在籍する兄弟姉妹と同一の保育所等への在籍を希望する場合、転園により退園の日に適用する他の保育所等へ退園しない理由により、市内の別の保育所等に転園しようとする場合	-2
21	その他の理由で市内の別の保育所等に転園しようとする場合	-12
22	市内の保育所等に在籍していない多胎児の申込みを同時に行う場合	+1
23	保育料又は謝金等の滞りがあり、かつ、滞付の意思が認められない場合	-5
	保育料又は謝金等の滞りがあり、かつ、滞付の意思が認められない場合	-2
24	福祉事務所長が特に調整が必要であると認める場合	別途調整

備考

- 1 保育士等とは、保育士(子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日付厚労発0521第18号)に定める子育て支援員の研修を修了したものを含む。)、保健師、看護師、幼稚園教諭、小学校教育員又は職業教諭のうち、特定教育・保育施設、小規模保育施設又は指定型保育施設で雇用されたものをいう。
- 2 保育士等とは、前項に準ずる若しくは育児休業又は育児休業に準ずる休業をいう。
- 3 保育料とは、児童の保育料に関するものとする。
- 4 同一の調整区分内で複数の項目に該当する場合は、最も高い調整指数を採用し、調整指数の合計はしないものとする。

## 別表第3（第3条関係）

## 【指数が同点の場合の優先順位】

優先順位	内容
1	保育所又は認定こども園からの転園希望でない。
2	保育士として就労する者（就労予定の者を含む。）を含む世帯である。
3	ひとり親世帯である。
4	兄弟姉妹が既に保育所又は認定こども園に在籍している世帯である。
5	保育所又は認定こども園に在籍する児童の数が多い世帯である。
6	基本指数が高い世帯である。
7	地域型保育事業を利用する世帯である。
8	保護者が既に就労している世帯である。
9	保育料の滞納がない世帯である。
10	養育する18歳未満の子どもの人数が多い世帯である。
11	保育を必要とする時間が長い世帯である。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年度分の保育所・認定こども園入所申込みから適用する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和5年度 市民税・府民税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条におい

て準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和5年度  
後期高齢者医療保険料督促状3期分
- 2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月6日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0404-12010

- 1 当該者生年月日 昭和38年6月21日
- 2 保 険 者 亀岡市(26-007-5)  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日 令和5年9月5日
- 4 無効になる日 令和5年11月6日

「揭示済」

亀岡市告示第175号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定 通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定 通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定 通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

7	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第176号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略



16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和5年11月13日から令和5年11月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 18069
- (2) 路線名 下西裏線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先から 亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先まで	前	5.88m 6.22m	8.13m	変更後路線幅員 最小 4.53m 最大 13.96m
	後	9.73m 13.96m		
亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先から 亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先まで			8.13m	変更後路線延長 271.90m

- 2 (1) 路線番号 18070
- (2) 路線名 馬堀駅国道線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先から 亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先まで	前	7.65m 8.20m	21.66m	変更後路線幅員 最小 6.83m 最大 21.12m
亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先から 亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先まで	後	8.17m 8.20m	21.66m	

「揭示済」

亀岡市告示第178号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
2	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
3	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
4	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
5	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
6	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略

7	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
8	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
9	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
10	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
11	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
12	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
13	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
14	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
15	令和5年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
16	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
17	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
18	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
19	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略

22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度第5期分介護保険料

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第181号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更したので、同条例第8条第2項において準用する第6条第6項の規定により、当該指定区域の変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域  
馬路地区（亀岡市馬路町、千歳町千歳、河原林町河原尻 地内）
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 その他  
許容する予定建築物等の用途は変更しない。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第95号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

(1) 工事番号	自第1号	
(2) 工事名	亀岡市防災拠点施設整備工事	
(3) 工事場所	亀岡市吉川町穴川地内	
(4) 工事種別	土木一式工事	
(5) 工事概要	工事面積	A=9,930㎡
	公園工事	
	・表土保全工	A=1,430㎡
	・掘削工	V=1,600㎥
	・路体盛土	V=1,300㎥
	・法面整形	A=260㎡
	・擁壁工	V=35㎥
	・プレキャストボックスカルバート工	L=7m
	・貯水施設	1基
	・自由勾配側溝	L=32m
	・U型側溝	L=133m
	・集水柵	N=1基
	・取水堰	N=1基
	・管渠工	L=42.9m
	・小型マンホール工	N=5箇所
	・マンホールトイレ	N=1基
	・ハンドホール	N=3箇所
	・電線管	L=376m
	・構造物取壊し	1式
	・敷鉄板	A=843㎡
	・給水設備工	L=213m

・給水設備工（農水）

L = 73m

- (6) 工期 契約日の翌日から令和6年3月15日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金

額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年11月1日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり



設計図書等の閲覧期間	令和5年11月1日（水） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年11月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月15日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年11月16日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年11月13日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年11月20日（月）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年11月22日（水） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和5年11月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月28日（火） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和5年11月28日（火）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年11月30日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和5年12月1日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和5年12月1日（金） 午前10時	令和5年12月4日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年12月4日（月） 午前9時から午後3時まで	令和5年12月5日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年12月4日（月） 午後3時以降	令和5年12月5日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

---

亀岡市公告第96号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和5年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [20-40]	若干名	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人  ※①に該当する人は筆記試験が免除される。
	かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和6年3月31日までに取得見込みを含む。)

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験票を交付する際に知らせる。

(1) 総合土木（上級）

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	①作文試験 ②教養試験 ③SPI3試験 ①～③で1つ選択 <sup>※1</sup>	令和5年12月10日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和5年12月15日（金）	亀岡市役所
2次試験	個別面接	令和6年1月中旬 <sup>※2</sup>	亀岡市役所

※1 受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。

※2 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	専門試験	令和5年12月10日（日）	亀岡市役所
	実技試験	令和5年12月22日（金）	亀岡市内の施設
2次試験	個別面接	令和6年1月中旬 <sup>※1</sup>	亀岡市役所

※1 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は1200字、試験時間は1時間30分とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。

4 合格発表等

(1) 日程

合格発表	
1次試験	令和5年12月下旬
2次試験	令和6年1月下旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次及び2次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、2次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和6年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和6年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日までとする。

5 初任給

(参考：令和5年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
196,312円	177,126円	163,876円

(1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

(2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

(3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。

(4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

6 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、11月21日（火）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和5年11月13日（月）～12月3日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

7 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2954)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第97号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（受注者希望方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- |               |                            |            |
|---------------|----------------------------|------------|
| (1) 工事番号      | 5土道改第6号                    |            |
| (2) 工事名       | 市道柳町線外1線道路改良工事             |            |
| (3) 工事場所      | 亀岡市柳町地内外                   |            |
| (4) 工事種別      | 舗装工事                       |            |
| (5) 工事概要      | 工事延長                       | L = 410.1m |
|               | 路面切削工 (t=5cm)              | A = 883.7㎡ |
|               | As舗装工 (脱色密粒度As13 緑 t=5cm)  | A = 883.7㎡ |
|               | 特殊舗装工ストリートプリント             | A = 191.7㎡ |
|               | 表層工 (再生密粒度As13 t=4cm)      | A = 191.7㎡ |
|               | 基礎工 (再生粗粒度As20 t=5cm)      | A = 191.7㎡ |
|               | 不陸整正 (補足材ありRM-30 t=3cm)    | A = 191.7㎡ |
| (6) 予定価格 (税込) | 33,988,900円                |            |
|               | 【入札書比較価格 (税抜) 30,899,000円】 |            |
| (7) 工期        | 契約日の翌日から令和6年3月15日まで        |            |

- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年11月15日（水） 午前11時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和5年11月15日（水） 午前11時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年11月22日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月24日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年11月27日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年11月21日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年11月28日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年11月30日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年12月4日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年12月5日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年12月6日（水） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。



- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（受注者希望方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第98号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
令和5年11月15日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第99号

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務
  - (2) 業務内容  
亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務仕様書のとおりとする。
  - (3) 業務期間  
ア 導入構築業務  
契約締結の日から令和6年3月31日まで

イ サービス利用・運用保守業務（予定）

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 導入・構築業務 3,533,200円

イ サービス利用・運用保守業務 月額202,400円

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。

なお、提案額が見積限度額を超過している場合は失格とする。

2 その他

詳細は、亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第100号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- |          |             |                       |
|----------|-------------|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 5土道改第7号     |                       |
| (2) 工事名  | 市道京町線道路改良工事 |                       |
| (3) 工事場所 | 亀岡市京町地内     |                       |
| (4) 工事種別 | 舗装工事        |                       |
| (5) 工事概要 | 工事延長        | L = 242.90m           |
|          | 工事幅員        | W = 2.50m             |
|          | 路面切削工       | A = 570m <sup>2</sup> |
|          | 殻運搬・処分      | V = 28m <sup>3</sup>  |
|          | 表層工         | A = 570m <sup>2</sup> |
|          | 仮設工         | 1式                    |

- (6) 予定価格（税込） 12,663,200円  
【入札書比較価格（税抜） 11,512,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年11月21日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年11月21日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年11月28日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月29日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年11月30日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年11月27日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年12月1日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年12月5日（火）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年12月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和5年12月8日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年12月11日（月） 午後2時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第101号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和5年11月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和5年11月24日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市河原林町河原尻菖蒲9の5、10、14の2、17の3、17の4、17の5、17の6  
(関連区域)  
亀岡市河原林町河原尻菖蒲11の一部、9の2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
亀岡市河原林町河原尻菖蒲16の1  
有限会社中澤自動車工業所

「揭示済」

亀岡市公告第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市篠町篠中西裏18の13、19、23の1、市有地  
 （関連区域）  
 亀岡市篠町篠中西裏18の1の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 亀岡市荒塚町1丁目1の3  
 株式会社山和不動産

「揭示済」

亀岡市公告第104号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和5年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年11月29日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第105号

令和5年亀岡市公告第49号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者及び補欠合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和7年4月1日までとする。

令和5年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1002	1005	1007	1014
1033	1053	1093	1095
1101	1110	1120	1130
1131	1132	1142	1147
1148	1149	1151	1158
1162	1165	1168	1172
1177			

一般方式

事務（初級）

2001

かめおか方式

司書

5001 5018

かめおか方式

保育士・幼稚園教諭

6003 6005 6006 6007

6008 6009 6010

2 補欠合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1057 1081 1084 1112

1124 1153 1206

かめおか方式

司書

5016

「揭示済」

## 亀岡市公告第106号

## 亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和4年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和5年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の任免の状況

## ア 職員の採用の状況（令和4年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	21人			21人
保健師	1人			1人
保育士・幼稚園教諭	3人			3人
指導主事			1人	1人
病院医師		2人		2人
病院看護師	7人			7人
計	32人	2人	1人	35人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

## イ 職員の退職の状況（令和4年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	19人	5人	15人	2人	41人
保育士			5人		5人
指導主事			2人		2人
病院医師			2人		2人
病院看護師			3人		3人
病院医療技術	1人				1人
計	20人	5人	27人	2人	54人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。



ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和4年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率 A/B
総合土木（上級）（チャレンジ方式）	6人	5人	5人	5人	5人	1.0
建築（上級）（チャレンジ方式）	4人	4人	4人	2人	2人	2.0
事務（上級）（かめおか方式）	314人	203人	85人	39人	27人	7.5
	60人	51人	36人	21人	15人	3.4
事務（初級）（かめおか方式）	1人	1人	1人	1人	1人	1.0
総合土木（上級）（かめおか方式）	3人	3人	3人	1人	1人	3.0
	1人	1人	0人	—	—	—
	2人	2人	2人	0人	—	—
総合土木（初級）（かめおか方式）	0人	—	—	—	—	—
保育士・幼稚園教諭（かめおか方式）	14人	11人	11人	6人	6人	1.8
	1人	1人	1人	1人	1人	1.0
	0人	—	—	—	—	—
学芸員（かめおか方式）	2人	1人	1人	1人	0人	—
	3人	0人	—	—	—	—
保健師（かめおか方式）	4人	4人	4人	3人	2人	2.0
事務（初級）（一般方式）	4人	2人	2人	1人		2.0
総合土木（初級）（一般方式）	3人	2人	2人	2人		1.0
病院看護師	6人	5人			4人	1.3

- （注） 1 令和4年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。  
 2 最終合格者には採用辞退者、補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		令和4年	令和5年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	136人	137人	1人	業務量増加
		税務	35人	35人		
		民生	158人	161人	3人	子供施策拡充による体制強化
		衛生	41人	40人	△1人	コロナ禍配置の見直し
		農林水産	27人	27人		
		商工	14人	14人		
		土木	64人	66人	2人	土地整備事業業務量増加
	計	482人	487人	5人		
		教育部門	68人	66人	△2人	退職者不補充による減
	小計	550人	553人	3人		
公営企業等部門		病院	130人	130人		
		水道	26人	26人		
		下水道	21人	21人		
		その他	26人	25人	△1人	他団体派遣終了に伴う減
		小計	203人	202人	△1人	
合計		753人 [839人]	755人 [839人]	2人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。  
 2 [ ]内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	令和4年	令和5年	
一般行政職	434人	432人	下欄のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	2人	2人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	22人	21人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	70人	75人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	177人	177人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	1人	1人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	12人	12人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	753人	755人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	487人	489人	486人	482人	487人
		増減	18人	2人	△3人	△4人	5人
	教育部門	職員数	68人	68人	68人	68人	66人
		増減	△3人	0人	0人	0人	△2人
	小計	職員数	555人	557人	554人	550人	553人
		増減	15人	2人	△3人	△4人	3人
公営企業等部門	病院	職員数	125人	127人	129人	130人	130人
		増減	1人	2人	2人	1人	0人
	水道	職員数	27人	26人	26人	26人	26人
		増減	0人	△1人	0人	0人	0人
	下水道	職員数	21人	22人	21人	21人	21人
		増減	0人	1人	△1人	0人	0人
	その他	職員数	25人	24人	25人	26人	25人
		増減	△1人	△1人	1人	1人	△1人
	小計	職員数	198人	199人	201人	203人	202人
		増減	0人	1人	2人	2人	△1人
合計	総合計	753人	756人	755人	753人	755人	
	増減	15人	3人	△1人	△2人	2人	

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	令和4年4月～令和5年3月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の 人件費率
86,975人	44,320,264千円	1,254,800千円	6,126,367千円	13.8%	13.7%

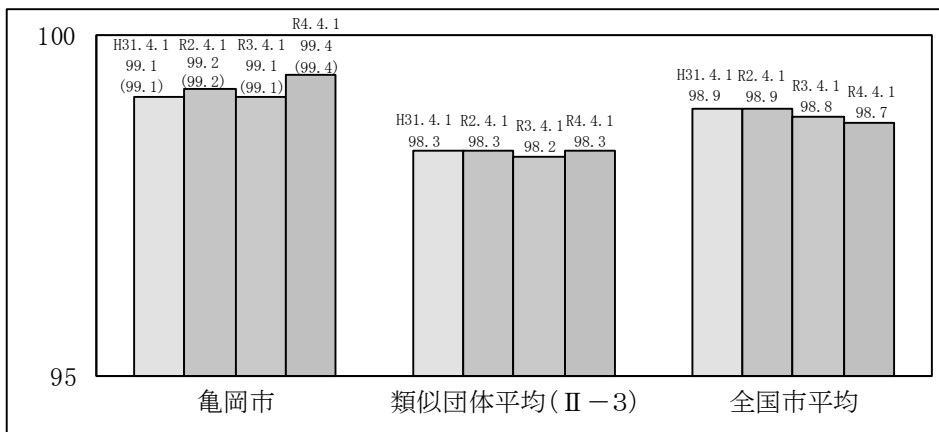
(注) 住民基本台帳人口は、令和5年3月31日現在のものである。

イ 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
554人	1,981,752千円	586,232千円	785,612千円	3,353,602千円	6,097千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（令和4年4月1日現在）の人数である。  
 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和4年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.25月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.25月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時		
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を得た額			

（注）退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業（令和4年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費比率
1,524,248千円	178,302千円	148,040千円	9.7%	10.6%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費42,724千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
27人	95,505千円	25,833千円	36,596千円	157,934千円	5,849千円

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業（令和4年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,771,889千円	254,168千円	122,094千円	4.4%	4.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費18,521千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
22人	72,489千円	15,823千円	27,728千円	116,040千円	5,275千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業（令和4年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
3,376,278千円	121,255千円	1,218,504千円	36.1%	38.0%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
130人	501,939千円	298,385千円	206,900千円	1,007,224千円	7,748千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由のいかん にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：10.4日 取得率：27.2%

(注) 取得実績は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき。	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

（注）公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間

	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき。	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）



生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間																									
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間																									
		妊娠23週まで	4週間に1回																								
		妊娠24週から満35週まで	2週間に1回																								
		妊娠36週から出産まで	1週間に1回																								
出産後1年まで	その間に1回																										
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間																									
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ、おば</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日(7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者、配偶者の子</td> <td>1日(5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td rowspan="2">1日(3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	親 族	日 数	配偶者	10日	父母	7日	子	5日	祖父母、曾祖父母	3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ、おば	1日	父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)	子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	おじ又はおばの配偶者	1日
		親 族	日 数																								
		配偶者	10日																								
		父母	7日																								
		子	5日																								
		祖父母、曾祖父母	3日																								
		孫	1日																								
		兄弟姉妹	3日																								
		おじ、おば	1日																								
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)																								
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)																								
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)																								
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																									
おじ又はおばの配偶者	1日																										
<p>1 日数は、その事実を知った日（日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日）から起算する。</p> <p>2 同一生計の場合は（ ）内の日数とする。</p>																											
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間																									
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間																									
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又	7日以内でその都度必要と認められる期間																									

	<p>は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	
感染症交通遮断休暇	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合</p>	その都度必要と認められる期間
災害交通遮断休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合</p>	その都度必要と認められる期間
事故休暇	<p>交通機関の事故等の不可抗力の場合</p>	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	<p>職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき。</p> <p>※対象となる者は、同居するものに限る。</p>	<p>要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間</p>
介護時間	<p>職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）</p>

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和4年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき。	13人	10人	3人	26人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）。	3人	0人	0人	3人

（注）令和4年度に新たに当該休業を取得した件数である。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分の状況（令和4年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	22件	0件	22件	9人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 令和4年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

## (2) 懲戒処分の状況（令和4年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和4年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく次の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		2件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		334件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	69件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	122件

（注）令和4年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和4年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	40件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
54人	12人	4人	0人	4人	20人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和4年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会応対研修 人権研修 段取り力研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 ほか	29日	1,013人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	253日	178人
	職場研修	166日	2,981人
合計		448日	4,172人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（令和4年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	441人
	人間ドック	300人
	ストレスチェック	708人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（令和4年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
3,736千円	10,071千円	760人	本給の 0.6%以内	13,251円	13,807千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和4年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和4年度）

事案なし

「揭示済」

# 任免及び辞令

吉澤友貴

民間複業人材活用に係る実証実験における企業版ふるさと納税アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

松井やす子  
木久依子  
井本太  
細見玲美  
木村好孝  
八木辰夫  
出藏裕子  
明田晋治  
上田政行  
瀧本真己

(各 通)

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します  
任期は令和8年10月31日までとします

(各 通) 湯浅豊  
伊藤亮介

亀岡市環境審議会委員に委嘱します  
令和5年11月1日

安藤和彦  
安田誠人  
松本朋子  
金田爾子  
伏見恵実  
西山明美  
山口邦彦  
野々村誠一  
石田数美  
栗田一平  
木寺紗樹  
吉田みき

(各 通)

保城幹雄  
亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します  
任期は令和7年11月18日までとします  
令和5年11月19日

瀧上敏明  
石野一哉  
今西聡  
畑典明  
小橋一哉  
菅純二  
江藤睦男

(各 通)

亀岡市畑野財産区管理会委員に選任します  
令和5年11月25日

教育委員会欄

規則

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月24日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第5号

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則（令和4年亀岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

8	本梅小学校かめおか児童クラブ	亀岡市本梅町井手下早田8番地10
9	畑野小学校かめおか児童クラブ	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地
10	青野小学校かめおか児童クラブ	亀岡市宮前町宮川青野29番地
11	大井小学校かめおか児童クラブ	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
		亀岡市大井町土田2丁目11番20号
12	千代川小学校かめおか児童クラブ	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地
		亀岡市千代川町千原1丁目2番20号
13	保津小学校かめおか児童クラブ	亀岡市保津町式番11番地1
14	つつじヶ丘小学校かめおか児童クラブ	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
15	城西小学校かめおか児童クラブ	亀岡市余部町前川原46番地
16	詳徳小学校かめおか児童クラブ	亀岡市篠町柏原田中3番地1
17	南つつじヶ丘小学校かめおか児童クラブ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
18	亀岡川東学園かめおか児童クラブ	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

」

を

「

8	大井小学校かめおか児童クラブ	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
		亀岡市大井町土田2丁目11番20号
9	千代川小学校かめおか児童クラブ	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森21番地
10	保津小学校かめおか児童クラブ	亀岡市保津町式番11番地1
11	つつじヶ丘小学校かめおか児童クラブ	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
12	城西小学校かめおか児童クラブ	亀岡市余部町前川原46番地
13	詳徳小学校かめおか児童クラブ	亀岡市篠町柏原田中3番地1
14	南つつじヶ丘小学校かめおか児童クラブ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
15	亀岡川東学園かめおか児童クラブ	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4
16	育親学園かめおか児童クラブ	亀岡市本梅町井手下早田8番地10
		亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地
		亀岡市宮前町宮川青野29番地

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行のために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」



# 選挙管理委員会欄

## 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第94号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和5年11月24日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

### 決定書

異議申出人  
省略

異議申出人から、令和5年11月6日付けで提起された令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、亀岡市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

この異議の申出を棄却する。

### 異議の申出の要旨

異議申出人は、本件選挙において、以下のとおり疑義があり、選挙の効力を無効とする決定を求めるといふものである。

- 1 本件選挙において、読取不能票候補者分類・点検係と疑問票整理係とで取り扱う投票用紙の数に疑義がある。
  - 2 疑問票整理係において苗村候補の投票用紙が隠蔽されたという疑惑がある。
  - 3 自書式投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）の製造元である株式会社ムサシ大阪支店から派遣され、事務に従事した職員が投票用紙を扱うことに疑義がある。
  - 4 分類機で処理した投票用紙のうち、読取不能票に区分される投票用紙の数に疑義がある。
  - 5 分類機下に設置されたパソコンでデータの改ざんや消去の操作が行われた可能性がある。
- その他、異議申出人は、当委員会は、開票事務で用いるカゴの側面に内容物を見えにくくする白いフィルムを貼り、観覧席の観覧人から開票作業を見えにくくしていると主張している。

### 決定の理由

当委員会は、本件申出を受理し、当該内容について、慎重に審理した。

#### ① 法令等の定め

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、(a)その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、(b)その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合である。

そして、(a)の「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、(b)の「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

## ② 当委員会の判断

### 1 異議の申出の要旨1について

異議申出人は、「5 異議申し出の理由(2)」において、読取不能票候補者分類・点検係では、投票用紙を「6束(約600票)+端数」しか扱っていないが、疑問票整理係へ送られた、投票用紙の数は、「桂川候補約500票、苗村候補約120票、井上候補約40票、疑問票約100票の合計760票」となっていて、投票用紙の数が増加していると主張している。

また、「5 異議申し出の理由(3)」において、疑問票整理係職員1名がカゴに投票用紙「9束(900票)」を入れる動作及びもう1名がカゴから投票用紙「(約200～300票)」を取り出す動作から、「合計1,100票」が疑問票整理係に存在すると画像から解析したが、その数値は、本来あり得ないものであると主張する。

本件選挙の開票事務において、投票用紙を計数機で1束100枚と計数するのは、計算係及び疑問票整理係において行われた。よって、読取不能票候補者分類・点検係が扱う投票用紙の束は、1束が100枚とは限らず、申出人が主張する「6束(約600票)+端数」とは言い切れない。さらに、「桂川候補約500票、苗村候補約120票、井上候補約40票、疑問票約100票の合計760

票」についても「21時41分35秒」の画像から合計760票であったかは、判断できない。

さらに、疑問票整理係には、候補者分類係(分類機担当)から白票が、読取不能票候補者分類・点検係から読取不能票が、第2点検係から疑問票が送られてくるが、異議申出人が主張する「合計1,100票」が計数後の投票用紙であるのか、1,100票であるのかは、画像から判断できないし、「第2点検係から送られて来る疑問票にしても、微々たるもので、何十票」という主張は、異議申出人の推測である。よって、異議申出人が主張する意義の申出の要旨1について理由はない。

### 2 異議の申出の要旨2について

疑問票整理係担当職員が、苗村候補の投票用紙を隠蔽したという疑惑を主張している。

当該職員を含む疑問票整理係職員は、当該係に送られてきた投票用紙を計数する事務も担当しており、当該職員が計数作業を行うのは、当然の行為である。

また、選挙録の記載どおり投票総数と有効投票及び無効投票との票数は一致している。開票事務の最終段階で、全ての票を整理台に整列させ、選挙長及び選挙立会人に候補者毎の得票数の説明と全体的な無効票の説明を行った。選挙長及び選挙立会人からは、開票内容及び結果について異議はなく、選挙録への署名を得ていることから、異議申出人が主張する意義の申出の要旨2について理由はない。

### 3 異議の申出の要旨3について

分類機の製造元である株式会社ムサシ大阪支店から派遣され、事務に従事した職員(以下「ムサシ職員」という。)が投票用紙を扱うことに疑義を主張している。

株式会社ムサシ大阪支店とは、本件選挙において、同社が製造する分類機の設置、設定、

運用業務及び市職員への操作説明・作業補助等の業務委託契約を結んでいる。本件選挙の候補者分類係（分類機担当）として従事する市職員のほとんどが、初めて分類機を使用するため、円滑に作業を進めるために知識及び技術を有するムサシ職員の派遣を依頼しているものである。

また、スタッカーから抜き取った票が、正しい候補者氏名が貼られたカゴに入れられなかった場合であっても、その後の作業過程で正しい候補者の投票用紙として分類し直されるため、ムサシ職員が投票用紙に触れ、たとえ誤った候補者のカゴに投票用紙を入れたとしても、不正な事務を行っているとは言い難く、異議申出人が主張する意義の申出の要旨3について理由はない。

#### 4 異議の申出の要旨4について

分類機で分類される読取不能票について、読取不能票のほとんどが、桂川候補の票であったこと及び読取不能票が「8束+端数」も多量に区分されることに疑義を主張している。

異議の申出の要旨1のとおり、読取不能票候補者分類・点検係では、投票用紙の計数はせず、1束は100枚ではない。また、異議申出人が主張する「8束+端数」の多量の投票用紙のほとんどが、特定の候補者のものである可能性は全く否定できないため、異議申出人が主張する意義の申出の要旨4について理由はない。

#### 5 異議の申出の要旨5について

分類機下に設置されたパソコンでデータの改ざんや消去の操作が行われた可能性がある」と主張している。

分類機下に設置したパソコンは、分類機本体と接続してのみ使用するものであり、投票用紙を読み取り、記載内容によって指定するスタッカーに、振り分けるという作業を行う

指示を出すためのものである。投票用紙の記載内容ごとに分類することが目的であり、投票用紙の計数は、計算係及び疑問票整理係で行うこととしていることから異議申出人が主張する意義の申出の要旨5について理由はない。

その他、異議申出人は、当委員会は、開票事務で用いるカゴの側面に内容物を見えにくくする白いフィルムを貼り、観覧席の観覧人から開票作業を見えにくくしていると主張している。

当委員会は、本件選挙において、開票事務を正確かつ迅速に進めるため、投票用紙を運び、区分するための長方形のカゴを使用している。なかには、カゴ短辺の一方に候補者氏名を貼ったものがあるが、その候補者氏名の用紙を固定するためガムテープではなく、透明の養生テープを使っていて、故意に内容物を見えにくくしたものではない。

以上のとおり、異議申出人の主張は①で記した(a)及び(b)には該当せず、いずれも理由がないことから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年11月24日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 俣野健一郎

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

「揭示済」

# 農業委員会欄

## 公 告

亀岡市農業委員会公告第12号

令和5年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年11月1日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年11月7日（火）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 6階  
602・603会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和5年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
  - ・第6号議案 令和5年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
  - ・第7号議案 令和6年度亀岡市農業等施策

及び予算に関する要望書（案）  
・報告第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明交付について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第13号

令和5年12月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年11月30日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年12月5日（火）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 3階  
302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第5号議案 非農地証明交付について
  - ・第6号議案 令和5年12月農用地利用集

積計画

- ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- ・報告第2号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について
- ・報告第3号 農地の形状変更の届出について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年8月10日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住所
227	株式会社 京都住設販売	代表取締役 黒川 耕三	京都市伏見区羽束師 鴨川町350番地の4

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和5年8月28日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
220	株式会社ハヤシ住宅設備	林 壽男	京都府城陽市寺田宮ノ平17番地の12

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年8月28日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住所
210	株式会社ハヤシ住宅設備	代表取締役 林 壽男	京都府城陽市寺田宮ノ平17番地の12

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第24号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年8月30日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住所
208	有限会社 京都冷熱	取締役 犬石 勝	亀岡市東本梅町東大谷山根18番地の2

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第25号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年8月29日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
226	有限会社 平和建設	代表取締役 國府 久益	京都府南丹市八木 町北屋賀国府34番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第26号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃

止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年8月21日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
249	さくら設備	小谷 勝己	兵庫県養父市八鹿 町八鹿529-1

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第27号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者  
廃止の告示

令和5年11月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和5年11月6日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
262	川見設備	川見 健太	南丹市八木町氷所河原2番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第28号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
指定満了の告示

令和5年11月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者に係る指定の期間が経過した際に、その更新をしなかったため、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第5号の規定により告示する。

記

1 指定有効期間満了日

令和5年9月29日

2 指定満了事業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
211	KY設備工業	代表 吉津 和宏	京都市伏見区両替町三丁目323番地 川口ビル2F 218号
222	太陽都市開発株式会社	代表取締役 田中 進	京都市西京区大原野西竹の里町1丁目14番地の250
223	亀岡栗林デンキ	栗林 慶治	亀岡市篠町見晴1丁目9番6号

228	畑中組	畑中 衛	亀岡市曾我部町寺貝ノ庄23番地
229	中川頼建設株式会社	代表取締役 中川 康男	南丹市八木町屋賀永寿29番地
231	日本給湯システム株式会社	代表取締役 若崎 寛	兵庫県川西市向陽台三丁目1番地の6
243	コージン設備有限会社	代表取締役 山口 照夫	船井郡京丹波町長瀬岡元38番地
244	一級建築士事務所岡本建築工房	代表 岡本 賢治	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目8番9号
248	有限会社石田電機工業所	代表取締役 石田 進	木津川市加茂町大野大野37番地
251	株式会社西本	代表取締役 西本 健二	八幡市橋本栗ヶ谷42番地3 304号
255	株式会社大西商店	代表取締役 大西 正晃	綴喜郡井手町大字井手小字柏原68番地
257	株式会社関西住設	代表取締役 石井 孝司	京都市南区西九条高島町3番地1
264	川見設備	川見 健太	南丹市八木町氷所河原2番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第29号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定満了の告示

令和5年11月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第4号の規定により告示する。



記

- 1 指定有効期間満了日  
令和5年8月31日

- 2 指定満了業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
297	マツモト工業株式会社	代表取締役 松本 真弥	相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第30号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

令和5年11月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

- 1 指定日  
令和5年11月14日

- 2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
332	株式会社グローバルワークス	代表取締役 河野 貴志	大阪府高槻市庄所町7番1号-101

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第31号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和5年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

- 1 指定日  
令和5年11月16日

- 2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
318	川見設備株式会社	代表取締役 川見 健太	京都府南丹市八木町氷所河原2番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第32号

亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示

令和5年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者

として指定したので、亀岡市指定給水装置工事  
事業者規程第10条第1号の規定により告示す  
る。

記

1 指定日

令和5年11月16日

2 指定業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
333	川見設備 株式会社	代表取締役 川見 健太	京都府南丹市八木 町水所河原2番地

「揭示済」